



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1158	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	1
1159	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(").....	3
1160	地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課).....	3
1161	"	(").....	3
1162	"	(").....	4
1163	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	4
1164	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1165	"	(").....	4
1166	"	(").....	5
1167	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
1168	"	(").....	5
1169	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	6
1170	"	(").....	6
1171	"	(").....	6
1172	"	(").....	7
1173	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
1174	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	8
1175	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	8

○ 選挙管理委員会告示

68	政治団体の届出事項の異動の届出	9
69	政治団体の解散の届出	9
70	政治団体の設立の届出	10
*71	和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号)の一部改正	10
*72	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	12

○ 警察本部告示

18	一般競争入札による落札者の決定	12
----	-----------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1158号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス南紀白浜店
和歌山県西牟婁郡白浜町字峯1629番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年6月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,367㎡
- 6 駐車場の収容台数
46台
- 7 駐輪場の収容台数
18台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所（敷地東側2か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成30年10月15日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
白浜町観光課観光商工係（西牟婁郡白浜町1600番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年11月2日から平成31年3月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松源岩出中迫店
和歌山県岩出市中迫字中ノ池560番1他
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第713号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年11月2日から同年12月3日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1160号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 森林計画区の名称
紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）
- 2 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課
- 3 縦覧期間
平成30年11月2日から同月26日まで

和歌山県告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 森林計画区の名称
紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）
- 2 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林

水産振興部林務課

3 縦覧期間

平成30年11月2日から同月26日まで

和歌山県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

平成30年11月2日から同月26日まで

和歌山県告示第1163号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字宇津々路1377の29、1377の30、1377の31
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1164号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1165号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年9月18日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市の一部（高田他）

和歌山県告示第1168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

和歌山県告示第1169号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星川・星山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成30年2月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星川・星山の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星川・星山の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年9月21日

和歌山県告示第1170号

和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月16日から平成29年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年9月21日

和歌山県告示第1171号

和歌山県田辺市本宮町上切原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年1月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町上切原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町上切原の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年9月21日

和歌山県告示第1172号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年9月21日

和歌山県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町田字北原57番1地先から同町毛原下字山戸65番4地先まで	旧	5.10 } 27.70	2,657.18	谷口橋 L=30.90 国吉中央橋 L=5.00 藤ノ森橋 L=5.10
同上	新	5.10 } 27.70	2,657.18	谷口橋 L=30.90 国吉中央橋 L=5.00 藤ノ森橋 L=5.10

同上	新	9.36 } 41.63	1,942.68	仮称2号トンネル L=1,330.00 仮称新谷口橋 L=22.00
----	---	--------------------	----------	---------------------------------------

和歌山県告示第1174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
九度山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
九度山都市計画下水道事業 九度山町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成2年3月30日
至 平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第1175号

IC運転免許証関係機器等賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
IC運転免許証関係機器等賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
- 5 落札金額
227,825,136円（うち消費税及び地方消費税の額16,875,936円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年7月20日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	門博文	会計責任者	染谷剛	湯峰理之	平成 30.9.13

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
石脇順治後援会	石脇順治	主たる事務所の所在地	紀の川市西脇564-4	紀の川市西脇148-1	平成 29.11.30
東牟婁郡医師連盟	宮本岳	代表者	宮本岳	坂野智洋	平成 30.4.1
		会計責任者	榎本憲博	矢本秀樹	平成 30.4.1
和歌山県理容政治連盟	東根清一	代表者	東根清一	中谷進	平成 30.8.6
私鉄龍神自動車交通政策研究会	久保憲五	代表者	久保憲五	山口茂	平成 30.9.14
中村しんじ後援会	中西正人	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町上野山269番地	紀の川市貴志川町神戸496番地3	平成 30.9.20
		代表者	中西正人	高田亮平	平成 30.9.20
私鉄明光バス交通政策研究会	小谷克幸	代表者	小谷克幸	山本眞次	平成 30.9.26
		会計責任者	尾崎善之	小川坦士	平成 30.9.26
堀龍雄後援会	築野一郎	代表者	築野一郎	森川幾生	平成 30.10.1
仁坂吉伸後援会	神坂次郎	主たる事務所の所在地	和歌山市小松原通一丁目2-1	和歌山市南汀丁11番地岡畑ビル1階	平成 30.10.6
新島たけし後援会	新島雄	代表者	新島雄	大山典男	平成 30.10.11

和歌山県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中村文二後援会	永尾精一	平成30.9.19

和歌山県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
清水まさおき後援会	中谷哲久	金子美紀	和歌山市黒田二丁目2番22-405号	平成30.9.19
元気な和歌山をすすめる会	須佐忠史	寺本吉孝	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル	平成30.10.11

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求書の提出) 第6条 契約業者等は、公費負担条例第4条、第5条の4又は第8条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ピラ作成業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第3条第2項の確認書）を添えて、和歌山県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求書の提出) 第6条 契約業者等は、公費負担条例第4条又は第8条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ピラ作成業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第3条第2項の確認書）を添えて、和歌山県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

別記第1号様式その2、別記第2号様式その2、別記第3号様式その2、別記第4号様式その2及び別記第7号様式その2中「和歌山県知事選挙」を「選挙（選挙区）」に改める。

別記第5号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の3(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行和歌山県議会議員選挙(選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 16,000枚
 - (2) 限度額 7円51銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

和歌山県選挙管理委員会告示第72号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第1項の表中

医療法人晃和会 谷 口 病 院	海南市日方328番地	を
医療法人晃和会 谷 口 病 院	海南市日方327-11	に改める。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第18号

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年11月2日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
平成30年9月25日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社東通インターナショナル
東京都港区東新橋二丁目3番3号
- 落札金額
289,980,000円(うち消費税及び地方消費税の額21,480,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年8月10日